



▲市内で就労する障害者の皆さん(左:市内小売店での商品管理、右:ビニールハウスでの農作業)



都市計画 パブリック・コメント手続制度 舞鶴市立地適正化計画(素案) にご意見を

市では、人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化に対応できるまちづくりの実現に向けて、舞鶴版コンパクトシティを推進しています。
このたび、駅を中心とした賑わい拠点の形成とまちなか居住推進による「まちなか創生」に向けた「舞鶴市立地適正化計画(素案)」がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。

◆提出方法
様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、「舞鶴市立地適正化計画(素案)に対する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、電子メール、お問い合わせフォームで都市計画課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

◆募集期間
6月23日(金)～7月23日(日)

都市計画 市街化調整区域編入検討候補地を選定

市では、駅を中心としたまちなかを都市拠点とし、人口の誘導や都市機能の集約を進める舞鶴版コンパクトシティを推進するため、都市計画の区域区分の見直しを進めています。

◆要望相談を受け付け
地域の事情などで市街化調整区域への編入の要望相談を受け付けます。今後は、要望がある地域から順に、基準を基に協議を行っていきます。

◆提出された意見の取り扱い
提出された意見などを考慮して最終案を作成。また意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します(氏名などは公表しません)。
▼詳しくは、都市計画課(☎66・1048、FAX629894)へ。

情報公開 情報公開・個人情報保護制度 平成28年度の運用実績まとめ

情報公開・個人情報保護制度の平成28年度運用実績がまとまりました。

◆不存在(作成中のため) ◆固定資産税資料作成業務における成果品(税務課)
◆個人情報保護制度
個人情報の開示請求件数は13件(27年度は18件)。実施機関別では、市長が12件(住民票写し等請求書など)、病院事業が1件(診療録)。請求に対する決定は、全部開示が6件、部分開示が5件、不存(不取得)が2件でした。部分開示などに対する審査請求はありませんでした。

◆情報公開制度
行政文書の開示請求件数は23件(27年度は25件)。実施機関別では、市長が19件、消防長が2件、水道事業が2件。請求に対する決定は、全部開示が9件、部分開示が13件、不存が1件。なお、部分開示などに対する審査請求はありませんでした。

◆全部開示 ◆指定管理施設に係る事業報告書(地域づくり支援課など) ◆危険物規制事務調査資料(消防本部予防課) ◆公営住宅新築工事検査済証(住宅営繕課) ほか
◆部分開示(個人情報などを除き開示) ◆工事の設計書(水産課、下水道整備課など) ◆損害保険証券(生活環境課、スポーツ振興課など) ほか
また、行政文書や自己情報の開示請求などの相談も受け付けています。

◆場内 市役所別館
▼詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

◆場外 市役所別館
▼詳しくは、総務課(☎66・1044)へ。

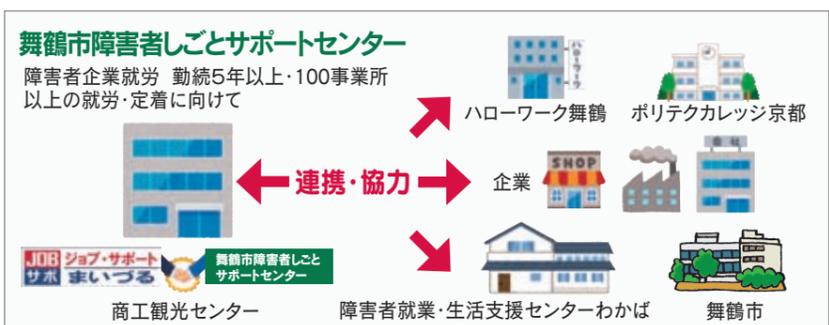
説明会を開催

意見募集にあわせ、計画(素案)への説明会を開催。内容は全日とも同じ。

日時	場所
6月18日(日) 10時30分～11時30分	商工観光センター
6月20日(火) 19時～20時	西総合会館
6月21日(水) 19時～20時	中総合会館
6月28日(水) 19時～20時	商工観光センター
7月2日(日) 10時30分～11時30分	西総合会館

障害福祉 6月から障害者しごとサポートセンターを開設

障害者にとって、よりよい就労の機会の創出を図り、長期にわたって就労することができるよう、障害者を雇用している事業所や働く障害者への支援を行う「舞鶴市障害者しごとサポートセンター」を6月1日、商工観光センター内に開設。同センターでは、国の研究機関や京都府、福祉事業所などの関係機関と連携を図り、障害者雇用に関する事業所からの相談や事業所への訪問、啓発などを行うとともに、障害者就労の促進策などの研究を行います。



◆事業概要
◆職場開拓や事業所向けの相談
◆障害者雇用事業所への訪問
◆就職訓練、職場実習先の開拓
◆障害者就労に関する啓発
◆障害者就労の研究・制度開発 など
【開設時間】 月～金曜日、9時～17時(祝日、年末年始は除く)

◆国際交流
国際交流の活性化を目指して
市民主体の国際交流事業に補助
姉妹都市や友好都市との市民交流など、市民団体が取り組む国際交流事業に補助金を交付します。
【対象事業(補助額・いづれも限度額は30万円以内)】
◆姉妹・友好都市関連事業(事業費の3分の1以内) ◆姉妹・友好都市の市民を招いて行う事業 ◆団体の構成員10人以上が姉妹・友好都市を訪問する事業
◆在住外国籍市民関連事業(事業費の2分の1以内) ◆団体の構成員10人以上が在住外国籍市民と交流する事業

◆環境
みんなでごみを減らそう
マイ・リサイクル店の利用を
簡易包装の推進、店頭での牛乳パック・トレーの回収など、ごみの減量化に関する15項目のうち、3項目以上を実施する小売店を「マイ・リサイクル店」に認定しています。積極的に利用し、ごみの減量にご協力を。認定店は次のとおり。(届出順)
◆さとう西舞鶴駅前店
◆さとうバザールタウン店
◆さとうフレッシュバザール舞鶴浮島店
◆舞鶴市役所労働組合売店
◆みやもと金物店 ◆丸二金物
◆田中屋文具店 ◆東舞鶴志摩堂

◆ヘルマートいいた旬房 ◆シオミフクヤ白鳥店 ◆フクヤこうじや店 ◆フクヤ東舞鶴店 ◆フクヤ西舞鶴店 ◆フクヤ中舞鶴店
◆リサイクルフティック COCOA ◆らぼー(エール) ◆児島食品 ◆にしがき下福井店 ◆にしがき福栄店 ◆にしがき北浜店 ◆にしがき東舞鶴店
◆マイ・リサイクル店を募集中
新たに認定店として協力いただける小売店は、生活環境課までご連絡を。
▼詳しくは、生活環境課(☎66・1005)へ。